

高知県国民保護計画の概要

第1編 総論

高知県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、県民（県の区域に住所を有する者、他県から県の区域に通学・通勤する者及び武力攻撃事態等において県の区域に滞在する者をいう。）の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

高知県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとします。

第2編 平素からの備えや予防

高知県は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局における平素の業務、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の参集基準を定めるなど、組織体制を整備します。

高知県は、国、他の都道府県、市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関と相互に連携協力する体制を整備します。

高知県は、国の研修機関や県職員能力開発センター等を活用して、県職員の研修機会を確保します。

第3編 武力攻撃事態等への対処

高知県は、武力攻撃事態等の認定前であっても、また、武力攻撃事態等の認定後、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知がない場合であっても、状況に応じて、初動体制の迅速な確立と初動措置の実施のため、県独自の対応として高知県緊急事態連絡室を設置し、初動体制を確立します。

高知県は、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合には、直ちに高知県国民保護対策本部を設置し、本県における国民保護措置の総合的な推進体制を確保します。

高知県は、高知県国民保護対策本部を設置した場合には、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備します。

高知県は、市町村を通じて、県民に避難の指示を行い、市町村は避難実施要領に従い、県民を的確かつ迅速に避難させます。

高知県は、市町村等と連携して、避難先地域や被災地において、収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援活動等を実施します。

高知県は、武力攻撃災害が著しく大規模、又はその性質が特殊であることなどから、当該武力攻撃災害を防除・軽減することが困難な場合には、国において必要な措置を講ずるよう要請します。

高知県は、国、市町村等と連携して、武力攻撃災害による被害が最小となるように、生活関連施設の安全確保等必要な応急措置を実施します。

高知県は、武力攻撃原子力災害において、近隣県との情報連絡体制を整備するとともに、国の方針等に基づき、必要な措置を講じます。

高知県は、武力攻撃災害により発生した廃棄物等の適切かつ迅速な処理による保健衛生の確保等を行うほか、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保のための支援等により県民の生活の安定を図ります。

第4編 復旧等

高知県は、管理する施設及び設備等において、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を講じます。

高知県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、必要な措置に関する支援を求めます。

第5編 緊急対処事態への対処

高知県は、緊急対処事態において、武力攻撃事態への対処に準じて、緊急対処措置を実施します。